

白井市情報提供計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）第11条の規定により、白井市情報提供計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の担任する事務)

第2条 委員会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市の情報提供戦略の策定に関する事項について調査審議すること。

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

2 委員の構成は、別表に定めるとおりとする。

3 委員の任期は、策定するまでとする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会議を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の3分の2が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(遵守事項)

第7条 委員は職務を遂行するにあたって、営利的、政治的、宗教的活動を持ち込んではならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部情報管理課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 9月28日から施行する。

別表（第3条関係）

委員の構成	委員の定数
学識経験を有する者	3人以内
市民（公募委員）	3人以内